

西晋傅咸経歴考

矢田博士

【要旨】

儒教の経典の一つである『詩経』に由来する「四言詩」は、魏の時代では「五言詩」が詩歌創作の主流となったことにより、そのまま衰退の一途を辿るかと思われた。しかし、西晋の時代に入ると初代皇帝である司馬炎（武帝）が儒教理念に基づく政治を志向したことにより、詩歌の方面でも「四言詩」が再び息を吹き返し、とりわけ典雅な趣を求められる「応詔・応令」「贈答」「宮廷雅楽」などの分野において盛んに作られるようになった。そして、西晋初期の武帝期において「四言詩」の復興を積極的に推進した重要人物の一人に傅咸の存在が挙げられる。本稿は、傅咸を中心とした西晋初期の「四言詩尊重派文人」の交流関係を探るための前段階の基礎的作業として、傅咸の政治面での経歴を整理したものである。

【キーワード】

西晋 傅玄 傅咸 摯虞 「贈答詩」「四言詩」「五言詩」

【目次】

- 一、序
- 二、武帝期における経歴
- 三、恵帝期における経歴
- 四、結語

一、序

儒教の経典の一つである『詩経』に由来する「四言詩」は、魏の時代では「五言詩」が詩歌創作の主流となったことにより、そのまま衰退の一途を辿るかと思われた。しかし、西晋の時代に

入ると初代皇帝である司馬炎（武帝）が儒教理念に基づく政治を志向したことにより、詩歌の方面においても「四言詩」が再び息を吹き返し、とりわけ典雅な趣を求められる「応詔・応令」「贈答」「宮廷雅楽」などの分野において盛んに作られるようになった。そして、西晋初期の武帝期において「四言詩」の復興を積極的に推進した、いわゆる「四言詩尊重派文人」として、傅玄・傅咸・摯虞といった一連の系譜が確認されるのである。⁽¹⁾

西晋時代の詩歌については、これまで潘岳や陸機を中心に、主として「五言詩」ばかりに目が向けられてきたように思われる。そして逆に、この時期の「四言詩」の復興という現象に対しては、中国詩歌史上における重要な問題の一つと考えられるものであるにも関わらず、これまでの研究では全くと言ってよいほど見過ごされてきた。したがって、この問題において重要な鍵を握ると判断される傅玄・傅咸・摯虞についても、その詩歌を真正面から取り上げて考察したものは、極めて乏しい状況にある。⁽²⁾ とりわけ傅咸についての専論に至っては、管見の限り見当たらない。

しかし、西晋初期の武帝期においては、むしろ彼ら「四言詩尊重派文人」の詩歌観こそが当時の文人たちの間においては支配的であったと考えられるのである。⁽³⁾ したがって、西晋時代の詩歌をより正確に把握するためには、彼ら「四言詩尊重派文人」に対する考察は、是非とも不可欠だと言えよう。

そこで本稿では、西晋初期に活躍した「四言詩尊重派文人」の

中でも、とりわけこれまで考察の対象としては全くと言ってよいほど取り上げられることのなかった傅咸という人物に焦点をあて、傅咸を中心とした「四言詩尊重派文人」の交流関係を探るための前段階の基礎的作業として、彼の政治面での経歴について整理しておきたいと思う。というのも、西晋初期における「四言詩」の復興の背景には、前述したように、西晋の朝廷が採択した儒教理念に基づく政治方針が密接に関連しており、したがって、「四言詩」の復興における傅咸の役割や当時の文人たちに与えた影響力などを考えるにあたっては、彼の政治面での経歴を確認しておくことは、是非とも不可欠な作業だと思われるからである。

二、武帝期における傅咸の経歴

傅咸、字は長虞。北地泥陽（陝西省耀県付近）の人。主に西晋期に活躍し、武帝・恵帝の二代に仕えた。『晋書』巻四十七「傅咸伝（以下、本伝と略称す）」によれば⁽⁴⁾、卒年が恵帝の元康四年（二九四）で、時に五十六歳とあることから、⁽⁵⁾ 生年は魏の明帝の景初三年（二三九）ということになる。剛直な性格は、父の傅玄に似て、⁽⁶⁾ 彼もまた皇帝にしばしば上奏文を提出しては、政策上の不備を諫めたり、あるいは権力者の不正を糾弾したりした。

官職は、『晋書』の本伝によれば、武帝期には「太子洗馬↓尚

書右丞↓冀州刺史↓司徒左長史↓車騎司馬↓尚書左丞」を、惠帝期には「太子中庶子↓御史中丞↓本郡中正↓議郎↓司隸校尉」を、それぞれ歴任している。以下、その点を『晋書』の本伝の記述を基に、その他の資料を照らし合わせながら、詳しく確認してみたい。

まず『晋書』本伝によれば、「太子洗馬」から「司徒左長史」に至るまでの経歴について、以下のように紹介する。

〔1〕 咸寧初、襲父爵、拜太子洗馬、累遷尚書右丞。出爲冀州刺史、繼母杜氏不肯隨咸之官、自表解職。三旬之間、遷司徒左長史。

〔2〕 時帝留心政事、詔訪朝臣政之損益。咸上言曰、「陛下處至尊之位、而修布衣之事、親覽萬機、勞心日昃。……然泰始開元以暨于今、十有五年矣。……臣以頑疏、謬忝近職。每見聖詔以百姓饑饉爲慮、無能云補、伏用慚惡、敢不自竭、以對天問。……」

【太子洗馬】

「太子洗馬」は、太子の図書や講経のことなどを司る官である。⁽⁷⁾ 本伝〔1〕の記述では、傳咸が「太子洗馬」に就任したのが「咸寧初（二七五年）」のこととされているが、傳咸の「喜雨賦序」(『藝文類聚』卷一百「災異部 祈雨」所収)の以下の記述

によれば、泰始九年（二七三）には、すでにこの官に就任していたことになる。

泰始九年、自春不雨、以涉夏節。……余以太子洗馬兼司徒請雨、……

また、傳咸の「贈何劭王濟詩」(『文選』卷二十五所収)における李善注に、王隱の『晋書』を引用して、「……舉孝廉、拜太子洗馬、……」とある。だとすれば、傳咸は孝廉に推挙され官吏資格を得たあと、「太子洗馬」によって起家したということになる。

【尚書右丞】

「尚書」は、漢代においては皇帝直属の秘書官であったが、次第に政治権力を掌握してゆき、魏晋の頃には中央の政務執行官庁となった。「尚書右丞」の主な職務は、宮廷内の倉庫や器物の管理、遠道からの文書や奏表を記録することなどである。

傳咸が「尚書右丞」として尚書に勤務していた時期を知る手がかりは、本伝〔2〕の記述に見える、政治の損失を尋ねた武帝の詔に対する傳咸の上奏文にある。まず、「然泰始開元以暨于今、十有五年矣。」とあることから、この上奏文が提出されたのが泰始元年（二六五）から十五年目の咸寧五年（二七九）のことと確認できる。

『資治通鑑』卷八十「晋紀二 武帝咸寧五年」では、これを傳

咸が「司徒左長史」の時のこととしてしている。おそらく司馬光は、本伝「2」の記述が「遷司徒左長史。」のあとに続いていることから、そのように判断したのであろう。

しかし、上奏文中に「臣以頑疏、謬忝近職、每見聖詔以百姓饑饉爲慮、」とあることから、この上奏文の提出は、当時の政務執行官庁である尚書に「尚書右丞」として勤務していた時期のことと見るのが穏当であると思われる。また、この点については、傅咸が「尚書左丞」の時に書いた「答辛曠詩序」（『太平御覽』卷二二三「官職部一一 左丞」所収）の以下の記述が有力な傍証となるであろう。

尚書左丞、彈八座以下、居萬機之會。斯乃皇朝之司直、天臺之管轄。余前爲右丞、具知此職之要。後忝此任、僂俛從事、日愼一日。

すなわち、この上奏文は、「親ら萬機（皇帝の処理すべき政務）を覽て、日の昃くまで心を勞していた」武帝の側近くに仕えていた「尚書右丞」の時に提出されたものと見るのが穏当であると考えられるのである。以上の推論に誤りがないとすれば、咸寧五年（二七九）頃の傅咸の官職は、「尚書右丞」ということになる。

【冀州刺史】

冀州は漢代においては監督区分であつたが、後漢の末頃には行

政区分となつた。冀州はそのうちの一つであり、河北省の中部を中心とした一帯の地を指す。「刺史」は、州行政の監察や民政を司ることを主な職務とする。

傅咸が「冀州刺史」に転出となつた時期については、彼の「贈何劭王濟詩」の序の記述が手がかりとなる。

朗陵公何敬祖、咸之從内兄。國子祭酒王武子、咸之姑之外孫也。……何敬祖登侍中、武子俄而亦作。……然自恨闇劣。雖願其纒纒、而從之末由。歷試無效、且有家艱。心存目替。……

まず、この詩の創作時期については、序の記述から、王濟が「國子祭酒」から「侍中」になつた時期、すなわち太康六年（二八五）頃のことと確認できる。⁽⁸⁾ 詩の内容は、ともに侍中という高位に登つた何劭・王濟に比べ、自らの不甲斐なさを嘆いたもので、とりわけ「違君能無戀、尸素當言歸。」「進則無云補、退則恤其私。」と、退任の情が詠われている点は注目に値しよう。

本伝「1」の記述によれば、傅咸は「冀州刺史」に転出となつたが、継母の杜氏が彼の赴任先についていくことを拒んだため、自ら表を提出して解職を願ひ出たという。「三旬」すなわちおよそ一ヶ月後に「司徒左長史」として官職に復帰することになるが、その間、家の事情により、官界から退かざるを得な

つた時期があったことが確認される。

また、詩の中の「進則無云補、退則恤其私。」の二句は、序中の「歴試無效、且有家艱。」という記述と対応するものであり、これより傳咸が官界から「退く」こととなった原因が「家艱」にあったことが確認される。とすれば、継母・杜氏の一件、すなわち家の事情により解職を申し出ざるを得なかったという状況とも合致することになる。

さらに、「進則無云補」の句と本伝〔2〕に見える傳咸が武帝に提出した上奏文の中の「每見聖詔以百姓饑饉爲慮、無能云補、伏用慚慙、」という記述には、同様の表現が認められる。よって、本詩を「冀州刺史」時代の作と仮定すれば、本伝〔2〕に見える上奏文は「尚書右丞」時代に提出されたことになり、先の【尚書右丞】の項における筆者の推論との整合性も認められることになる。

以上の点を総合的に判断すれば、傳咸が「冀州刺史」に転出となった時期は、やはり「贈何劭王濟詩」が作られた太康六年（二八五）のことと見るのが穏当ということになる。

【司徒左長史】

晋代の人事は、州や郡に派遣された「中正」と呼ばれる官吏が地方の人材を評価し、その評価結果に応じて、官吏候補者を一品から九品に分類した。これを「郷品」という。「司徒」は、「中正」の総元締的な存在であり、「司徒左長史」は、「司徒」の下にあつて実際の職務に当たつた。

因みに、官吏候補者は、「中正」の定めた「郷品」に応じて官職を与えられることになるが、「司徒」の職務は官吏資格を与えるところまでとされ、官吏の任免については、「尚書」の「吏部」が行つた。⁽⁹⁾

傳咸が「司徒左長史」となった時期については、「冀州刺史」転出時期についての推論が正しいとすれば、同じく太康六年（二八五）のこととなる。

【車騎司馬】

「車騎司馬」は、「車騎將軍」の属官。軍事を統括することを職務とする。

以下に挙げる『晋書』本伝〔3〕の記述によれば、傳咸は「司徒左長史」から「車騎司馬」に転出するとあるが、おそらくこの時期の作と判断される傳咸の「答樂弘詩」の序に、「余失和於府、當換爲護軍司馬。」とあることから、「車騎司馬」は「護軍司馬」の誤りであるかもしれない。あるいは傳咸自らは、当然「護軍司馬」に遷されるものと思つていたところ、実際に遷されたのは「車騎司馬」であつたということかもしれない。ここでは、『晋書』本伝に従い、「車騎司馬」ということとしておく。因みに、「護軍司馬」は「護軍將軍」の属官である。

傳咸が「車騎司馬」に遷ることになった経緯について、『晋書』本伝に以下のようにある。

〔3〕 咸在位多所執正。豫州大中正夏侯駿上言、魯國小中正・司

空司馬孔毓、四移病所、不能接賓、求以尚書郎曹馥代毓、旬日復上毓爲中正。司徒三却、駿故據正。咸以駿與奪惟意、乃奏免駿大中正。司徒魏舒、駿之姻屬、屢却不署、咸據正甚苦。舒終不從、咸遂獨上。舒奏咸激訕不直。詔轉咸爲車騎司馬。

豫州の「大中正」の夏侯駿が職務怠慢な魯国の「小中正」の孔毓に代えて、「尚書郎」の曹馥を「小中正」にするよう求めたが、十日ほどして再び孔毓を「中正」にしようとした。夏侯駿のこうした行為に対して、「司徒左長史」であった傅咸は、夏侯駿が「小中正」の任免を意のままにしているのは越権行為であるとして、夏侯駿の「大中正」を免ずるよう上奏した。ところが「司徒」の魏舒は、夏侯駿と姻戚であったため、傅咸の意見を最後まで聞き入れなかった。そこで傅咸は魏舒の署名をもらわぬまま、単独で武帝に上奏したところ、逆に魏舒からその行為の不当性を訴えられ、それがもとで「車騎司馬」に転出となったのである。因みに、傅咸の「答樂弘詩」の序に見える「余失和於府、」という記述は、まさにこの時の一件を指すものと思われる。

ところで、『資治通鑑』卷八十一「晋紀三 武帝太康三年」に、「車騎司馬傅咸上書、……」とある。司馬光は、太康三年（二八二）の時点で傅咸がすでに「車騎司馬」であったと見なしているようであるが、これは明らかな誤りである。なぜならば、傅

咸が「司徒左長史」から「車騎司馬」に転出となったのは、「司徒」の魏舒との不和がもとであり、その魏舒が「司徒」に就任したのは、『晋書』卷三「武帝紀」によれば、太康四年（二八三）冬十一月のことだからである。おそらく司馬光のこの誤りは、本伝〔2〕に見える咸寧五年（二七九）に提出された上奏の一件を、傅咸の「司徒左長史」の時のことと見なしたことによるものであろう。

筆者の推論のように、傅咸の「司徒左長史」就任の時期を太康六年（二八五）のこととすれば、魏舒が「司徒」に就任した太康四年（二八三）とも、時期的な前後関係という点で、整合性が認められるであろう。

傅咸が「車騎司馬」に転出することになった正確な年次については明らかではないが、『晋書』卷十九「礼上」の以下の記述から、太康九年（二八八）までは、この職に就いていたことが分かる。

至太康九年、改建宗廟、而社稷壇與廟俱徙。乃詔曰、「社實一神、其并二社之祀。」於是車騎司馬傅咸表曰、「……國以人爲本、人以穀爲命。故又爲百姓立社而祈報焉。事異報殊。此社之所以有二也。……謂宜由仍舊立二社、而加立帝社之稷。……」

太康九年（二八八）、宗廟の改修とともに、社稷の壇を移設す

ることになった。それに伴い、民のために立てられている太社と帝自らのために立てられている帝社を一つに併せる旨の詔が出された。それに対して、当時「車騎司馬」であった傳咸は、表を提出して、旧制に従い二社を立てたうえに、帝社の稷を加えて二社二稷にすべきであると主張したという。^⑩

【尚書左丞】

「尚書左丞」は、「尚書右丞」とともに、「尚書」の長官で宰相の位に当たる。「尚書令」「尚書僕射」の下で、それらを輔佐することを職務とする。「尚書左丞」は主に、朝廷内の禁令や宗廟の祭祀、署吏の選用などを司る。

先に挙げた「答辛曠詩」の序（「尚書右丞」の項、参照）に、「尚書左丞、彈八座以下、居萬機之會。斯乃皇朝之司直、天臺之管轄。」とあるように、要職であった。^⑪

傳咸が「尚書左丞」になった経緯について、『晋書』本伝に以下のようにいう。

〔4〕 又議移縣獄於郡及二社應立。朝廷從之。遷尚書左丞。惠帝即位、楊駿輔政。

本伝〔4〕によれば、傳咸が「尚書左丞」に遷った時期は、県の監獄を郡に移すことと二社を立てるべきことを論じた時期から、惠帝が即位した永熙元年（二九〇）までの間ということになる。

「二社應立」とは、明らかに先に見た大康九年（二八八）の宗廟改修の一件を指すであろう。また、「朝廷從之」とあることから、傳咸が「尚書左丞」に抜擢されたことになったのは、あるいはこの一件における功績が評価されたことであると思われる。そうだとすれば、傳咸の「尚書左丞」就任は、太康九年（二八八）ということになる。

三、惠帝期における傳咸の経歴

太熙元年（二九〇）四月、武帝が崩御し、惠帝（司馬衷）が即位した。惠帝は暗愚であったため、外戚の楊駿が輔政の任に就いた。

傳咸は楊駿に対して、天下は惠帝の親政を望んでおり、輔政の任から退くべきことを主張するなど、しばしば楊駿の行為の不当性を激しく批判した。そのため「京兆・弘農太守」への転出を命じられそうになったが、楊駿の甥である李斌の説得により、この報復人事は取りやめとなった。『晋書』本伝に以下のようにある。

〔5〕 咸言於駿曰、「……今聖上欲委政於公、諒闇自居、此雖謙讓之心、而天下未以爲善。……竊謂山陵之事既畢、明公當思隆替之宜。周公聖人、猶不免謗。以此推之、周公之任既未易而處、況聖上春秋非成王之年乎。……」咸復與駿

箋諷切之、駿意稍折、漸以不平。由是欲出爲京兆・弘農太守、駿甥李斌說駿、不宜斥出正人。乃止。

また、この頃のこととして、『晋書』本伝には、傳咸と平素より親しくしていた楊濟（楊駿の弟）が傳咸の身を心配して差し出した手紙が引用されている。

〔6〕 駿弟濟素與咸善、與咸書曰、「……左丞總司天臺、維正八坐、此未易居。以君盡性而處未易居之任、益不易也。想慮破頭。故具有白。」

この記述から、傳咸は恵帝の即位後もなおしばらくの間、「尚書左丞」の任にあつたことが確認できよう。

その後、傳咸は恵帝期において「太子中庶子↓御史中丞↓本郡中正↓議郎↓司隸校尉」などの官職を歴任することになる。以下、その点を『晋書』本伝の記述を基に確認してみる。

まずは、「尚書左丞」から「太子中庶子」「御史中丞」へと遷った経緯について、『晋書』本伝には以下のように言う。

〔7〕 居無何、駿誅。咸轉爲太子中庶子、遷御史中丞。

本伝〔7〕の記述から、恵帝の輔政の任にあつた楊駿が誅殺さ

れたあと、「太子中庶子」となり、まもなく「御史中丞」に遷されたことが確認できる。

【太子中庶子】

「太子中庶子」は、東宮の官職の一つで、皇帝の政治顧問である「侍中」に相当する。

【御史中丞】

「御史中丞」は、官吏の不正を検挙し弾劾することを職務とする「御史台」の次官。

恵帝の皇后である賈氏が中心となって起こしたクーデターにより、楊駿が殺害されたのは、『晋書』卷四「恵帝紀」に見える「永平元年、……三月辛卯、誅太傅楊駿、……壬辰、大赦、改元。」という記述から、永平元年（二九一）三月のことと確認できる。また、これを機に「元康」に改元されたことが確認できる。

以上のことから、傳咸がまず「太子中庶子」となった時期については、元康元年（二九一）三月以降のことであることが分かる。

ただし、傳咸が「太子中庶子」の任にあつたのは、ごくわずかな期間にすぎず、その年のうちに「御史中丞」に遷っていたことが、以下の記述から確認される。

李含字世容。……司徒選含領始平中正。秦王東薨、含依臺儀、葬訖除喪。尚書趙浚有内寵、疾含不事己、遂奏含不

應除喪。本州中正傳祇以名義貶含。中丞傳咸上表理含曰、「臣州秦國郎中令始平李含、忠公清正、……天王之朝、既葬不除、藩國之喪、既葬而除。……」

（『晋書』卷六十一「李含伝」）

始平の「中正」であつた李含は、秦王・司馬東が死去するにあたり、「尚書」のきまりに従つて、葬が終わつたため喪を除くことにした。ところが、平素から李含が自分に従わないことを苦々しく思つていた「尚書」の趙浚が李含を貶めるための上奏文を提出した。そこで、「本州大中正」の傳祇は名分を正すため李含を「中正」の官から退けることにした。この決定に対して、当時、「御史中丞」であつた傳咸が表を提出して、李含の行為は国の制度に基づくものであると弁護した。

秦王・東の死去は、『晋書』卷四「惠帝紀」に、「（元康元年）九月甲午、大將軍秦王薨。」とあることから、元康元年（二九一）九月であることが分かる。

また、当時の葬が死後およそ一ヶ月以内に行われていたことが、以下に挙げる武帝の例から確認できる。

太熙元年四月己酉、武帝崩。是日、皇太子即皇帝位、大赦、改元爲永熙。……夏五月辛未、葬武皇帝於峻陽陵。

（『晋書』卷四「惠帝紀」）

これより、傳咸が李含を弁護するために表を提出した時期については、秦王・東が死去した元康元年（二九一）九月甲午か

ら、およそ一ヶ月以内のことと推測されよう。そして、かりにそうだとすれば、傳咸は元康元年（二九一）十月頃には、すでに「御史中丞」に遷つていたことになるであろう。

なお、『晋書』本伝には、この時期のこととして、楊駿が誅殺されて以降、輔政の任に当たつていた汝南王・司馬亮に対して、傳咸が楊駿討伐における行き過ぎた論功行賞を是正するよう求めた意見書を提出したことや、姻戚の夏侯駿を少府にするなど、権力にまかせて官吏の任命権を私物化している司馬亮の不当行為に対して、諫言を呈したことが記されている。

汝南王・司馬亮に対する傳咸の以上の行為が、「太子中庶子」の時期のものか、「御史中丞」の時期のものかについては、定かではない。ただ、職務の性質を考えるならば、「御史中丞」の時期の可能性の方が高いと判断されよう。汝南王・司馬亮が太宰となり、輔政の任にあつたのは、元康元年（二九一）三月から、楚王・司馬瑋に殺害された同年六月までのことである。⁽¹²⁾だとすれば傳咸の「御史中丞」就任は、さらに元康元年六月より以前に遡ることになるであろう。

元康元年（二九一）の三月頃に「太子中庶子」となり、その年のうちに「御史中丞」に遷つた傳咸は、その後、元康四年（二九四）に官職に就いたまま死去するまでに、「本郡中正」「議郎」「司隸校尉」を歴任する。ただし、その正確な就任時期については明らかではない。そのあたりの経緯について、『晋書』本伝に

は以下のように記されている。

〔8〕 咸再爲本郡中正、遭繼母憂去官。頃之、起以議郎、長兼司隸校尉。

【本郡中正】

「中正」は、地方の官吏希望者に官吏資格を与えるにあたって、その人物の才能や品格を評定し、その人物の「郷品（一品から九品まで）」を定めることを職務とする。「本郡」とは、本籍の郡。傳咸の場合は、北地郡を指す。

本伝〔8〕には、「再爲…」とある。だとすれば、傳咸は以前にも北地郡の「中正」に就任した経験があることになる。しかし、現存の資料による限り、その点についての確認はできない。おそらく「司徒左長史」以来、再び官吏資格を与えることを職務とする官職に就いたという意味で「再爲…」と表現したのであろう。

また、本伝〔8〕から、その後まもなく継母の死去により、その喪に服するため、官職から退いたことが確認される。

【議郎】

「郎」は、皇帝の侍從官の通称。秀才・孝廉に推挙された者がまず初めに任命される官職。「郎」には、武官的な「羽林郎」「虎賁郎」と文官的な「議郎」「中郎」「侍郎」「郎中」とがあり、「議郎」は文官的な「郎」の最上位にあたる。

本伝〔8〕によれば、継母の喪に服するため官職を退いた傳咸は、しばらくして「議郎」の身分で官界に復帰し、「司隸校尉」の職を臨時的に兼ねたとある。

【司隸校尉】

「司隸校尉」は、首都圏数郡の風紀を取り締まることを職務とする行政監察官。

本伝〔8〕に「長兼」とあるのは、正式な任命ではないことを意味する^{〔13〕}。よってこの時点での傳咸の「司隸校尉」は、臨時職であったことになる。

本伝によれば、傳咸は「司隸校尉」を兼任するにあたり、継母の喪祭ができなくなるとの理由から、再三固辞したが、朝廷はそれを聞き入れず、傳咸のために官舎に靈坐を設けさせたという。

しかし、ひとたび職務に就くと、傳咸は緩みきつた朝廷の綱紀を肅正するため、「河南尹」の澹、「左將軍」の倩、「廷尉」の高光、「兼河南尹」の何攀を罷免するよう上奏し、そのために都は肅然とし、高貴の者は恐れおののいた^{〔14〕}という。

また、当時、「尚書僕射」で「吏部」を兼ねていた王戎が、宰相の位におり、しかも官吏任用の職務をも兼ねていながら、世俗の浮かれた風潮を正すこともできないことを理由に、その罷免を求める上奏文を提出した。『晋書』本伝に、

〔9〕 時僕射王戎兼吏部、咸奏「戎備位台輔、兼掌選舉、不能諡

靜風俗、以凝庶績、至令人心傾動、開張浮競。中郎李重・李義不相匡正。請免戎等官。」

とあり、さらに『晋書』卷四十三「王戎伝」には、王戎の官吏任用のあり方に対する傳咸の批判が、以下のように記されている。

遷尚書左僕射、領吏部。戎始爲甲午制、凡選舉皆先治百姓、然後授用。司隸傳咸奏戎曰、「書稱『三載考績、三考黜陟幽明』。今内外羣官、居職未葺而戎奏還、既未定其優劣、且送故迎新、相望道路、巧詐由生、傷農害政。戎不抑依堯舜典謨、而驅動浮華、虧敗風俗、非徒無益、乃有大損。宜免戎官、以敦風俗。」

『書経』「舜典」に記されているように、本来、官吏の進退は、三年ごとにその実績を考慮して決定すべきであるが、王戎は堯舜の規範に依らず、「未葺（一年足らず）」で、その優劣が定まらないうちに、官吏を転職させており、それが国政を損ね、風俗を乱す原因になっているのだと批判するのである。

最後に臨時で「司隸校尉」の職務に従事した傳咸は、元康四年（二九四）に官職に就いたまま五十六歳で生涯を終え、死後に正式に「司隸校尉」の官職を追贈されたという。『晋書』本伝

に以下のようにいう。

〔10〕元康四年卒官、時年五十六。詔贈司隸校尉、朝服一具、衣一襲、錢二十萬。諡曰貞。

なお、傳咸の卒年については、元康五年（二九五）とする異説が見られる。『資治通鑑』卷八十二「晋紀四 惠帝元康四年」の条に「司隸校尉傳咸卒。」とあり、この記述に対する司馬光の『考異』に、それが見られる。

考異曰、「三十國晉春秋、『元康四年七月、傳咸爲司隸、五年五月、始親職、十月卒。』」

この記述によれば、傳咸は元康四年（二九四）七月に「司隸校尉」となり、元康五年（二九五）五月に始めて自らその職務を司り、同年十月に亡くなったというのである。

このように傳咸の卒年については、元康四年（二九四）説と元康五年（二九五）説とがあるが、そのいずれが正しいかについては、現時点では判断が困難である。ここでは、『晋書』本伝の記述に従っておく。

四、結語

以上、傅咸という人物について、その政治面での経歴を確認した。またその過程で、司馬光の『資治通鑑』における編年の誤りについても、若干の訂正を行った。傅咸の政治面での経歴を年譜の形で整理すると以下ようになる。

【魏・明帝】

景初三年（二三九）一歳

- 傅咸、誕生。

【晋・武帝】

泰始元年（二六五）二十七歳

- 司馬炎（武帝）、魏から禅譲を受け即位。晋朝の初代皇帝となる。

- 傅咸、この年から泰始九年までの間に、「孝廉」に推挙され、「太子洗馬」となる。

泰始九年（二七三）三十五歳

- 傅咸、この頃すでに「太子洗馬」の任にあった。

咸寧元年（二七五）三十七歳

- 父・傅玄、卒す。

咸寧五年（二七九）四十一歳

- 傅咸、この頃すでに「尚書右丞」の任にあった。この

年、政治の損益について尋ねた武帝の詔に対して、官吏の数を減らし、農業に力を入れ、生産力を高めることなどを進言した。

太康元年（二八〇）四十二歳

- 呉が滅び、晋が天下を統一する。

太康四年（二八三）四十五歳

- 十一月、魏舒が「司徒」に就任する。

太康六年（二八五）四十七歳

- 傅咸、「冀州刺史」に転出となるも、継母の杜氏が彼の赴任先に同行することを拒んだため、自ら表を提出して解職を願い出て、一ヶ月ほど官界から退くこととなった。

- 傅咸、解職を願い出ておよそ一ヶ月後、「司徒左長史」として官界に復帰する。

- 傅咸、その後、太康九年までの間に、「司徒」の魏舒との不和がもとで、「車騎司馬」に転出となる。

太康九年（二八八）五十歳

- 傅咸、この頃すでに「車騎司馬」の任にあった。
- 傅咸、この年、宗廟の改修をめぐる武帝の詔に対して、意見書を提出し、その功績がもとで、「尚書左丞」となる。

太熙元年（二九〇）五十二歳

- 武帝、崩御。恵帝が即位し、外戚の楊駿が輔政の任

にあたる。

- 傳咸、惠帝の親政を主張し、楊駿の不当行為を批判したため、「京兆・弘農太守」への転出を命じられそうになるが、李斌の取りなしにより、報復人事はとりやめとなった。

【晋・惠帝】

永平元年（二九一）五十三歳

- 三月、惠帝の皇后である賈氏が中心となつて起こしたクーデターにより、楊駿が殺害される。

「元康」と改元。

元康元年（二九一）五十三歳

- 三月、「永平」から「元康」と改元。

- 傳咸、この頃、「尚書左丞」から「太子中庶子」に遷る。

- 傳咸、この年の六月までの間にさらに「御史中丞」に遷る。この時期に、輔政の任にあつていた汝南王の司馬亮（六月に殺害される）の不当行為を激しく批判する。

- 傳咸、十月頃、九月に亡くなった秦王の司馬東の葬儀のあり方をめぐつて、尚書の趙浚に貶められそうになつた李含の正当性を弁護した。

- 傳咸、その後、元康四年に死去するまでの間に、「本郡中正」となり、途中、継母の杜氏の死去により、しば

らく官界から退いた後、再び「議郎」として復帰し、

「司隸校尉」の職を臨時に兼ねることになる。

- 傳咸、「司隸校尉」を兼ねていた時期に、緩みきつた朝廷の綱紀を肅正するため、高官の罷免を求める意見書を提出する。

元康四年（二九四）五十六歳

- 傳咸、卒す。正式に「司隸校尉」を贈られる。

※ 卒年を「元康五年」とする説もある。

傳咸は、武帝期には「太子洗馬↓尚書右丞↓冀州刺史↓司徒左長史↓車騎司馬↓尚書左丞」を、惠帝期には「太子中庶子↓御史中丞↓本郡中正↓議郎↓司隸校尉」を、それぞれ歴任した。とりわけ西晋初期の武帝期において「尚書右丞」「尚書左丞」「司徒左長史」などの任にあつたことは、注目されてよいであろう。

「尚書右丞」と「尚書左丞」はいずれも六品官であり、官品としてはそれほど高い方ではないが、「皇朝之司直」「天台之管轄」と傳咸自らが言うように、政治の中樞を担う要職であつた。事実、傳咸は「尚書」に勤務している時期に、武帝の側近に仕え、しばしば意見書を提出しては、政務に関わる具体的な献策や進言を行い、西晋の政治に積極的かつ主体的に関わつていた。一方、「司徒左長史」は、地方から推挙された人材に官吏資格を与えることを職務とする、いわば人事に深く関わる官職であつた。

傅咸が武帝期に就任した以上の官職における職務の性質から判断して、当時の文人官僚およびこれから官吏になろうとする者たちに与えた影響力は、極めて大きなものであったと考えられるのである。郭泰機という人物が推挙を求めて傅咸に詩を贈ったという事実は、その点を有力に傍証していると言えよう。

西晋初期の武帝期に見られた「四言詩」復興の動きは、儒教理念に基づく西晋の政治方針を背景としたものであった。それゆえ「四言詩」の復興を推進したいわゆる「四言詩尊重派文人」の詩歌観こそが当時の文壇においては支配的であったと言える。そして、その「四言詩」の復興を積極的に推進した中心人物の一人に、西晋の政治に主体的に関わっていた傅咸の存在が確認されるのである。

西晋の詩歌研究において、これまで全くと言ってよいほど考察の対象とされてこなかった傅咸こそは、実は西晋初期の武帝期において当時の文壇を先導していた重要人物の一人であったと目されるのである。それゆえ、傅咸に対する考察なくしては、西晋詩歌史の正確な把握は不可能だと言っても過言ではないであろう。

【注】

(1) 西晋初期の「四言詩」復興の問題について、筆者はこれまでに以下の拙論を発表している。合わせて参照されたい。

[A] 「西晋期における《四言詩》盛行の要因について―「応詔・応令」贈答の詩を中心に―」(『中国詩文論叢』第十四集、中国詩文研究会、一九九五年)

[B] 「西晋武帝期における四言詩尊重派文人の台頭と系譜について」(『新しい漢字漢文教育』第二十七号、全国漢文教育学会、一九九八年)

[C] 「西晋「五言贈答詩」創作時期考」(『言語と文化』第四号、愛知大学言語学教育研究室、二〇〇〇年)
以下、前稿[A]、前稿[B]、前稿[C]と称す。

(2) 傅玄の詩歌を考察の対象とした専著・専論としては、以下のものが確認される程度である。

○ 王繪著『傅玄及其詩文研究』(文津出版社、一九九七年)

○ 岡村貞雄論文「楽府題の継承と傅玄」(『支那学研究』35、一九七〇年。後に、『古楽府の起源と継承』白帝社、二〇〇〇年、に再録。)

○ 鈴木敏雄論文「傅玄「擬四愁詩」考」(『古田敬一教授退官記念中国文学語学論集』一九八五年。)

○ 松家裕子論文「傅玄楽府初探」(『東洋文化学科学年報』9、追手門学院大学、一九九四年。)

○ 狩野雄論文「傅玄の(詠史楽府)制作―魏晋文人楽府制作の背景―」(『集刊東洋学』第八十二号、一九九九年。)

○ 摯虞の詩歌を考察の対象とした専論としては、以下のものが確認される程度である。

○ 後藤秋正論文「摯虞詩小論―西晋四言詩の一断面―(上・下)」(『高校通信東書国語』156・158、一九七六年。後に、『中国中世の哀傷文学』研文出版、一九九八年、に再録)

西晋傅咸経歴考

- (3) 注(1)所掲、前稿(B)および前稿(C)を参照。
- (4) 傅咸の伝記については、『六朝詩人傳』(興膳宏編、大修館書店、二〇〇〇年)の「傅咸」の項(森賀一恵氏担当)が大いに参考になる。
- (5) 原文は、『元康四年卒官、時年五十六』。
- (6) 父の傅玄は、西晋の武帝が魏から禪讓を受ける以前、まだ晋王であった頃から、散騎常侍として武帝の側に仕え、儒教理念に基づく数々の進言や献策を行った人物である。また武帝即位後まもなくして、雅楽の制定が行われた折りには、その中心メンバーとして、典雅な趣を備え持つ伝統的な「四言」の形式による歌辞を数多く作成した。いわば西晋初期において「四言詩」復興の先駆的な役割を果たした人物である。前稿(B)を参照。
- (7) 官職の職務については、宮崎市定著『九品官人法』(中公文庫、一九九七年)が詳しい。また、注(4)所掲書『六朝詩人傳』の巻末付録「六朝の官職名」(礪波護氏執筆)は、説明が簡潔で便利である。本稿における傅咸の官職の説明については、主に以上のものを活用させていた。
- (8) 『晋書』卷四十二「王濟伝」によれば、「太康三年(二八二)、武帝は弟の齊王・司馬攸に自らの藩国に赴任するよう命じた。当時、侍中であった王濟は齊王・攸を洛陽に留めるように武帝に請願したが、かえって怒りを買ひ、国子祭酒に左遷された。そして数年後、再び侍中に戻された。その時、父の王渾は僕射であった。」という。
- 『晋書』卷三「武帝紀」によれば、王渾が尚書左僕射となったのは、太康六年(二八五)のこととされている。
- 以上の二点から、この詩の創作時期については、太康六年(二八五)と推定できるのである。詳しくは前稿(C)を参照されたい。
- (9) 注(7)所掲の宮崎市定著『九品官人法の研究』を参照。
- (10) 魏晋における宗廟の制度については、注(4)所掲の興膳宏編『六朝詩人傳』の「傅咸」の項(森賀一恵氏執筆)の注20に簡潔な解説が見られる。
- (11) 「八座」とは、「尚書」の中で特に政治の中枢を担う八つのポストをいう。時期によって多少の違いがあるが、尚書令・尚書僕射および六つの分局(「曹」という)の長を併せて「八座」という。「左丞」「右丞」はその下に位置する。
- (12) (元康元年三月)壬寅、徵大司馬・汝南王亮爲太宰、與太保衛瓘輔政。……六月、賈后矯詔使楚王璋殺太宰汝南王亮、太保衛瓘公衛瓘。
- 『晋書』卷四「惠帝紀」
- (13) 注(4)所掲書、「傅咸」の項を参照。
- (14) 時朝廷寬弛、豪右放恣、交私請託、朝野溷淆。咸奏免河南尹濬・左將軍倩・廷尉高光・兼河南尹何攀等、京都肅然、貴戚懼伏。
- (15) 『中国官制大辞典』(飲鹿年編著、黒龍江人民出版社、一九九二年)参照。
- (16) 「尚書」の「八座」は、いわゆる管理職であり、政治の実務はその下の「尚書左丞」「尚書右丞」「尚書郎」が主として担当していたものと思われる。
- (17) 『文選』卷二十五。贈答の時期については、傅咸が「司徒左長史」であった頃の可能性が高いと判断される。詳しくは、注(1)所掲の前稿(C)を参照。